

産業廃棄物処分業許可申請書

令和2年7月3日

郡山市長



申請者

〒963-0212

住所 福島県郡山市逢瀬町河内字町東188番地

氏名 株式会社 柳田 産業

代表取締役 柳田 栄喜

電話番号 024-957-3146



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)</p>	<p>ア. 中間処理(破碎)に係るもの                  廃プラスチック類、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以上6種類</p> <p>イ. 中間処理(圧縮・梱包)に係るもの                  廃プラスチック類、紙くず(これらのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以上2種類</p> <p>ウ. 破碎施設</p> <p>エ. 選別施設(破碎の前処理)で廃プラスチック・繊維くず・木くず・がれき類・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず類以上6品目</p> <p>オ. 破碎処理施設(木くず)</p> <p>カ. 破碎処理施設                  廃プラスチック類、木くず、繊維くず、紙くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除き、これらのうち金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類は付着物に限る。)</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 本社 電話番号 024-957-3146</p> <p>事業場 栗生クリーン工場 電話番号 024-957-3821</p>
<p>事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力(最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量)、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)</p>	<p>別紙の通り</p>
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管をする産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>別紙の通り</p>
<p>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・破碎施設(一軸破碎)</li> <li>・圧縮・梱包施設(圧縮・梱包)</li> <li>・破碎施設(クラッシャー破碎機)</li> <li>・選別施設(破碎の前処理)</li> <li>・破碎処理施設(木くず)</li> <li>・破碎処理施設(シュレツダ)</li> </ul>
<p>※事務処理欄</p>	<p></p>